

市からの連絡帳

税・年金

■住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成19年1月1日以前から所在する家屋のうち、65歳以上の方、要介護・要支援の認定を受けている方、障害のある方が居住する建物（賃貸住宅を除く）で、平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分（当該住宅の100㎡の床面積相当部分まで）の、固定資産税（都市計画税は含まれません）を1/3減額します。

□減額要件

- (1)改修工事に要した費用（補助金を除く自己負担）が30万円以上
- (2)改修工事後3か月以内
- (3)現在、新築住宅軽減・耐震改修に伴う減額を受けていない建物

□必要書類

- (1)住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- (2)改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容等を確認できる書類（工事明細書、現場の写真等）
- (3)納税義務者の方の住民票
- (4)改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

65歳以上の方がお住まいの場合はその方の住民票

要介護・要支援の方がお住まいの場合はその方の被保険者証

障害のある方がお住まいの場合はその方の障害を証する書類

改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告する場合は3か月以内に申告できなかった理由書

補助金等の交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

□一定のバリアフリー改修工事

廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

資産税課 田(☎460 - 9830)

■住宅耐震工事による固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事（耐震改修の費用が一戸当たり30万円以上であるこ

と）を行った場合、当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで（120㎡以下の場合は全床面積相当分）の固定資産税（都市計画税は含まれません）を1/2減額します。

□減額期間

平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合、翌年度から3年間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

□申告方法

耐震改修後、3か月以内に 申告書 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書 耐震改修に要した費用の領収書を添付して、申告してください。

資産税課 田(☎460 - 9830)

■予約による年金相談

都内の社会保険事務所において、予約による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

□予約相談の実施時間

- 月曜日（休日の場合は火曜日）午後3時～6時30分
- 火～金曜日 午後3時～5時
- 第2土曜日 午前10時～午後3時30分

□予約方法

相談希望日の1か月前から予約可能。予約受付電話または、社会保険事務所の窓口で相談希望日時をお伝えください。その際、基礎年金番号・氏名・住所・電話番号を確認しますので、お手元に年金手帳をご用意ください。

予約制による年金相談のお問い合わせは、武蔵野社会保険事務所予約受付電話（ ☎0422 - 56 - 2445 ）へ 武蔵野社会保険事務所（ ☎0422 - 56 - 1411 ）

健康年金課 田(☎460 - 9825)



申請書等

■国税電子申告・納税システム（e-Tax）利用に伴う住基カード・電子証明書の発行

電子申告を利用の際には、住基カード・電子証明書が必要です。国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用開始に伴い、12月～3月は住基カード等の取得に市民課窓口の混雑が予想されます。手続きの際は時間に余裕をもってお越しください。また、運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した顔写真が貼付してある資格証明書等をお持ちの方は、即日住基カード等を交付しま

す。これらをお持ちでない方は、申請後、本人あてに照会書を郵送し、再度来庁して手続きをすることになり、1週間程度時間がかかります。電子申告を利用される方は早めの手続きをお願いします。

住基カード・電子証明書の取得手続きについては市民課へお問い合わせを。

市民課 田(☎460 - 9820)

保(☎438 - 4020)

■年末年始の市民課手続きはお早めに

年末年始（12月21日ごろ～1月15日まで）は、例年の状況から窓口が大変込み合うことが予想されます。特に混雑が予想される日は、12月25日（火）、28日（金）、1月4日（金）、7日（月）です。時間に余裕をもってお越しください。混雑の緩和にご協力をお願いします。

市外への転出については、おおむね2週間前から、転入・市内の転居については、引越後2週間の手続き期間がありますので、混雑が予想される日を避けてご利用ください。

住民票の異動、印鑑登録・証明発行業務は、各出張所でもできます。

市民課 田(☎460 - 9820)

保(☎438 - 4020)



■住民票等自動交付機の時間延長

7月1日より、住民票等自動交付機の利用時間を下表のとおり延長しました。

また、窓口での住民票の写し・印鑑登録証明書の手数料が、従来の200円から300円に改定になりましたが、住民票等自動交付機をご利用の際は、手数料は据え置きです。

市民課 田(☎460 - 9820)

保(☎438 - 4020)

設置場所	利用曜日・時間
田無庁舎	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
保谷庁舎	月～金曜日 午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
保谷公民館	月～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 第4月曜日はお休みです。
ひばりが丘図書館	火・木曜日 午前10時～午後6時 水・金曜日 午前10時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前10時～午後5時 図書館休館日はお休みです。
芝久保公民館	月～金曜日 午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 第4月曜日はお休みです。

いずれも12月29日（土）～翌年1月3日（木）までお休みです。

子育て

■母子家庭のお子さんのための就学支度資金・修学資金

東京都母子福祉資金・東京都女性

福祉資金貸付制度では、母子家庭のお子さんのために、一定額を限度に貸し付けをしています。

□就学支度資金 小学校・中学校・高校・短大・大学・専修学校に入学するために必要な資金

□修学資金 高校・短大・大学・高専・専修学校の修学のために必要な資金

当制度では、母子自立支援員との面談が必要です（事前予約制）

貸付要件・限度額等の詳細は、お問い合わせを。

子育て支援課 田(☎460 - 9840)



高齢福祉

■確定申告に伴う高齢者の障害者控除の取り扱い

市内在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方に対し、申請により障害者控除対象者認定書を調査のうえ交付します。

この認定書を基に確定申告すると、障害者控除の対象として認定されます。

すでに身体障害者手帳・愛の手帳を持っている方は、必要ありません。

□障害者控除対象者

身体障害者3級～6級までに準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方

□特別障害者控除対象者

身体障害者1級・2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、ねたきり高齢者（約6か月以上常に就床し、食事・排便等の日常生活に支障のある状態の方）

介護保険の認定者以外の方は、障害者控除の対象になることを証明する医師の意見書（診断書）が必要となります。

□申請受付 平成20年1月4日（金）から高齢者支援課へ

認定書発行までに2週間程かかります。申告書提出期限を考慮してお早めに申請してください。

高齢者支援課 保(☎438 - 4028)

■介護給付費通知を発送

介護保険制度の理解と健全運営のため、サービスを利用している方に、介護給付費通知として介護サービスの利用実績をお知らせしています。

☎平成19年9月に介護・介護予防サービスを利用した方

□発送日 12月3日（月）

高齢者支援課 保(☎438 - 4030)

